

特集 / 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する通達等の解説

工事成績評定要領の改正について

国土交通省大臣官房技術調査課技術管理係長

もりくぼつかさ
森久保 司

1. はじめに

国土交通省では、請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として、直轄工事を対象に工事成績の評定を実施しています。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）」や発注者責任研究懇談会での意見も踏まえ、工事成績評定要領を改正しました。

2. 改正の背景

工事の成績評定は請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として昭和42年に始まり、幾度の改定を経て現在に至っています。

成績評定に関しては、平成12年3月にまとめられた「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（発注者責任懇談会）」では、①引渡し時の成績評定（従前の工事成績評定）に加え、施工プロセスの評価が必要、②最低限必要となる「基本的な技術力・能力」に加え、「優れた技術力・能力」の評価が必要、と報告されております。

また、「適正化法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」では、受注者の適正な選定を行うため、工事の施工状況の評価を行うよう努めるとともに、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、これを公表するものとされています。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受

注者に対して通知するとともに原則として公表すること、および工事成績評定に対して苦情の申し出があったときは、苦情の申し出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申し出ができることとする等の苦情処理の仕組みを整備することが明記されています。

これらの主旨を踏まえ、今回工事成績評定要領を全面改正するものです。

3. 主な改正内容

主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 工事成績を「工事成績」「工事の技術的難易度」「VE提案等」に分離して評定することとし、おのこの実施要領を定めました。
- ② 「工事成績」は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するもので、優れた技術力、創意工夫を、より加点点評価する一方、不良行為等に対する減点を大きくするよう評定実施要領を改正しました。
- ③ 「工事の技術的難易度」は、構造物特性、技術特性等の工事内容の難しさを評価するもので、評価実施要領を新たに定めました。
- ④ 「VE提案等」は、企業からのVE提案および同提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等を評価するもので、評定実施要領を新たに定めた。VE提案等に対する評定は、完成工事だけではなく、要件を満たす提案については不落札、不採用となった提案についてもその内容に応じて評定することとしました。

- ⑤ 請負者に対する工事成績に関する通知，ならびに通知に対する説明が求められた時の回答の要領を改正しました。
- ⑥ 地方整備局に，工事成績評定審査委員会（有識者で構成）を新たに設置し，評定に対する説明に対しての再説明，工事成績評定要領の運用全般についての審議をいただくこととしました。

4. 「工事成績」評定の主な内容

これまでの評定要領に対して，より一層の適正かつ的確な評定の実施を図るために，以下のポイントで改正を行いました。

- (1) 減点方式だけでなく，優れた技術力，創意工夫をより加点点評価

新たに評価項目として設けた「高度技術力」「創意工夫」については，工事内容を十分吟味した上で一定範囲内で加点点評価します。その際，請負者から創意工夫の内容について自己PRをできることとしました。

- (2) 優れた技術力の内訳が分かるように記録を残す

単なる数量的評価だけではなく，どのように優れていたのかが分かるようなキーワードを残してそれをデータベース化し，次回以降の発注時に使用できるようにしました。

- (3) 悪質な施工者の排除のため，不良行為等に対しては大きく減点

「法令遵守等」として新たに評価項目を設け，関係法令等を遵守し，無事故・無違反で工事を実施したかどうかを評価します。措置内容に応じ減点方式で評定し，最大で20点の減点となります。

- (4) 定量化した基準

共通仕様書等の内容を盛り込んだ該当項目別チェック方式とし，評定者の恣意が入りにくくチェック項目に応じて評定点が決まるようにしました。また，出来形や品質では，具体的に規格値に対するバラツキの程度を確認することとし，品質，出来ばえでの確認すべき項目を工種ごとに設定しました。

- (5) 施工途中の監督職員の把握事項を記録し，検査官の成績に反映

施工プロセスの評価として，施工途中で施工の実態を把握している主任監督員のウエイトを重くするとともに，施工途中の監督職員の把握事項を所定様式で記録し，技術検査官の成績にも反映させることとしています。

5. 「工事の技術的難易度」評価の主な内容

「工事の技術的難易度」の評定は，総括監督員が主任監督員および技術検査官の意見を踏まえて行うものとします。「構造物条件」「技術特性」および「自然条件」等について，技術的な難易度を検討し，総合的に易，やや難，難の3区分で評価します。

6. 「VE提案等」評定の主な内容

「VE提案等」の評定は，次に掲げる時期に行うものとします。

- ① 当該提案を受け付けたとき（基本評定）
- ② 当該提案に基づき工事を行ったものについては，工事が完成したとき（完成時評定）
- ③ 供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあつては，当該工事が完成した後，当該性能の測定を行ったとき（事後評定）

基本評定については「提案の独創性」「コスト縮減効果」等，完成時評定については「施工状況」「出来形及び出来ばえ」等，事後評定については「性能の発揮」等について評価します。評価は，基本評定をベースに完成時評定，事後評定で補正を行い，最終的にⅥ～Ⅰの6段階で評価します。

7. 成績評定通知実施要領の主な内容

「工事成績」「工事の技術的難易度」「VE提案等」の評定結果については，評定後当該工事の請負者に通知します。

請負者は評定点等について，発注者に対して説明を求めることができます。また，その回答に対して，さらなる説明を求めることもできます。その際，地方整備局に有識者で構成する工事成績評定審査委員会を設置し，評定に対する説明に対しての再説明等について審議をいただきます。

8. おわりに

本要領は，国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>）で公表しております。